

群馬県立女子大学附属図書館の県民公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県民の学術的な調査研究に資するため、群馬県立女子大学附属図書館（以下「図書館」という。）を図書館利用規程第2条第2項の規程に基づき、本学の目的に支障ない範囲で公開するために必要な事項を定めるものとする。

(県民利用者資格)

第2条 この規程により図書館を利用できる者は、各号のいずれかに該当するものとする。ただし、大学等受験のための利用は除く。

- (1) 群馬県内に居住する18歳以上の者
- (2) 群馬県内に在学する18歳以上の者
- (3) 群馬県内の事業所等に勤務する18歳以上の者
- (4) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が認める者

(公開日)

第3条 図書館は、次の各号に該当する日を除き公開する。

- (1) 図書館利用規程第4条に定めた休館日
- (2) 本学定期試験期で館長が必要と認める期間
- (3) その他館長が必要と認める期間

(利用時間)

第4条 図書館利用規程第3条に定める時間内とする。

(利用範囲)

第5条 図書館が所蔵する資料について、館内閲覧及び文献複写、館外利用ができる。

(館内閲覧及び館外利用)

第6条 県民利用希望者は、入館の際、係員に申し出るものとする。

- 2 県民利用希望者は、係員の指示に従わなければならない。
- 3 県民利用希望者は、「県民図書館利用証申込書」（様式1）を館長に提出し、「県民図書館利用証」（様式2）の交付を申請しなければならない。
- 4 県民利用希望者は、県民図書館利用証申込書を提出するに際し、住所及び氏名等が確認できる顔写真付きの証明証を提示しなくてはならない。
- 5 館長は県民利用希望者が適格であると判断をした場合、県民利用者登録を行い、県民図書館利用証を即日交付する。ただし、県民図書館利用証の交付申請の受付は17時までとする。
- 6 県民図書館利用証の有効期限は交付日より1年間とする。
- 7 県民利用者は、県民図書館利用証申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに館

長に届け出なければならない。

- 8 県民利用者は館外利用をしようとする場合、県民図書館利用証をカウンターの職員に提示しなければならない。
- 9 県民利用者が館外利用ができる期間・冊数は14日間・4冊とし、利用延長することはできない。
- 10 館長は、図書館利用規程第12条及び13条により、県民利用者へ未返却の督促及び罰則を科すことができる。

(文献複写)

第7条 県民利用者は図書館利用規程第7条により文献複写を行うことができる。

(調査相談)

第8条 県民利用者に対しては他の図書館等への調査相談、文献複写依頼等を行わない。

(その他)

- 第9条 県民利用者には、この他、図書館利用規程のうち第11条、14条、17条、18条、19条を適用する。
- 2 この規程の施行に関して必要な事項は、館長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、附属図書館運営委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学附属図書館の県民公開に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。